

# 一般社団法人 日本風水建築協会 会員規約

## (目的)

第1条 本会は、建築と風水の関わり、結びつきを探究するとともに、風水を利用し生活環境の向上を図り、その発展に寄与することを目的とする。

## (活動・事業の種類)

第2条 本会は、前条の目的を達成するための活動を行い、次の事業を実施する。

- (1) 風水環境・風水建築の情報提供
- (2) 風水環境・風水建築の啓蒙活動
- (3) 土地・建物の鑑定・相談及び設計
- (4) 風水環境・風水建築セミナーの運営
- (5) 風水環境・風水建築の人材の育成
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## (会員が遵守すべき基準の制定)

第3条 本会は、会員の遵守すべき基準として憲章と倫理規定及び行動規範を設ける。

- 2 前項の基準は、理事長の意思によりこれを制定し、変更し、又は廃止することができる。

## (会員の種別)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、サービスを活用し活動するために入会した者とし、次の4種類とする。また、当会員は定款に定められた一般社団法人における法的な社員にはあたらないものとする。

- (1) 正会員は、本会の資格である「風水建築士」、「風水建築コーディネーター」又は「きどり図アドバイザー」を取得し、風水 web システムである「きどりっ子」を導入する者とする。法人の場合は、同資格取得者の所属する法人とする。
- (2) 一般会員は、入会の申込を行った者とする。
- (3) 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した者とする。

## (入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、会長の承認を得るものとする。

- 2 会員の入会は、理事長がその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

(会員)

第6条 会員は、別に定める規程により、会員の種別ごとに、本会の支援を受ける事ができ、本会の会員として活動することができる。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、次に定める入会金及び会費を納めなければならない。

(1) 正会員：入会金 風水建築士・コーディネーター30,000 円、  
きどり図アドバイザー50,000 円

月会費 2,000 円

(2) 一般会員：入会金、月会費無料

(3) 賛助会員：入会金 100,000 円、月会費 10,000 円／一口

2 入金方法は、本会の指定する銀行口座へ引落とし又は、現金にて納めるものとする。

3 月会費は、月払とする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

(1) 第4条に規定する会員の資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 退会したとき

(3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(4) 死亡もしくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(5) 会費の滞納が、会費1年分に相当する金額をこえたとき

(6) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理事長に退会届を提出しなければならない。

(会員資格の喪失の確認)

第10条 会員がその資格を喪失した時は、理事長がこれを確認し、本人に通知する。

(禁止行為)

第11条 正会員は、協会の名称を用いて、次の各号の一つに該当する行為を禁止する。

(1) お客様の不安をむやみに煽るような行為。

(2) 資格認定制度制度規約の欠格事由に該当する行為。

(3) 協会の認定していない高額な物品等の販売やあっせん。

(除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するときは、理事長の決定により当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決定前に弁明の機会を与えなければならない。弁明の機会の通知は、一週間前までに行わなければならない。

(1) 前条にあげる禁止行為があったとき。

(2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為があったとき。

(3) 本会の定款その他規定に違反し、又は本会の秩序をみだす行為があったとき。

2 前項により除名が決定した正会員に対し、除名した旨の通知をしなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

(入会金及び会費の管理)

第14条 本会の入会金及び会費（以下「本財産」という。）は、本会目的を実行する為の運営費用とし、本財産の管理は理事長が行うものとする。

(規約の変更)

第15条 この規約の変更は、理事長の決定により行い、本会 HP の会員ページ内にて公表するものとする。

(事務局)

第16条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第17条 この規約に定めのない事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する